



Title	フランス語化政策とマイノリティー：ケベック州移民統合政策の縮図としての中国系移民
Author(s)	藤田，純子
Citation	大阪大学言語文化学. 2003, 12, p. 19-32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77946
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス語化政策とマイノリティー ー ケベック州移民統合政策の縮図としての中国系移民 ー*

藤田 純子**

キーワード：移民、フランス語化政策、中国系コミュニティー

Quebec's 82% French-speaking population's struggle against Canada's Anglo-monolingualism and monoculturalism was finally accommodated when the Quebec government adopted Bill 101, *la Charte de la langue française*, in 1977.

In order to succeed in realizing this francization, demographic increase in francophones has been the most challenging issue. Quebec has therefore defined immigrants as a tool of francization. To do this, it became imperative to initiate immigrant language shift to francophone.

Montreal is well known as a multilingual-multiethnic city, a cosmopolitan center in francophone Quebec that accepts an annual average of 28,000 immigrants and refugees. As such, it provides the focus for this study on (1) the impact of French as an official language on linguistic and cultural groups and (2) the effect of the politics of francization on "allophones" there. Because of its cultural, social and linguistic influence, Montreal's Chinese community will serve as an example of francophone policy as it has come under attack by the French "language police" and the politics of francization.

In order to clarify the meaning of language policy within the context of francization, I will examine the friction between the Chinese community and the government caused by this language legislation. Montreal's immigrant community provides an important test group for both establishing and enforcing Quebec's official language policy. Through analysis of micro variables within the Chinese ethnic community will come a better understanding of the macro variables in the politics of Quebecois language-policy implementation.

I will do this through characterizing the nature of this community and its attitude to francization by using comparison with other urban ethnic communities in French-and

* The Position of Chinese Immigrants in the Francization of Quebec (FUJITA Junko)

** 京都大学人間環境学研究科博士課程

English-speaking Canada. Finally, I will conclude with a sociolinguistic discussion of language and politics as it concerns Quebec's ethnic minorities in general and the Chinese community of Quebec in particular.

1. 問題の背景

カナダ・ケベック州モントリオールは年間平均2～3万人の移民および難民を受け入れ、多民族が共存する国際都市である。移民に代表されるケベックの「近代の顔」は1770年の英国によるヌーヴェル・フランス征服以来、20世紀半ばまで続いた英語モノリンガリズムの克服および、フランス語の復権・保持といった至上命題に対する必要条件として意図的に作られた側面が強い。この言語問題は、州内の徐々に進行するフランス語人口減少への対策と複合的に進行し、これら両問題の解決策としてクローズアップされたのが移民であった。1960年代よりケベック政府は精力的に移民の受け入れに着手し、その移民に対し、特に重点的に francization（フランス語化）を行うことにより、言語法で保障された「州内で唯一の公用語であるフランス語」の実質的復権とその地位の維持、そして州内のフランス語話者人口の増加を目指そうとした。政府のフランス語化政策を支える主要な分野としては、移民法の改革、言語法の整備、フランス語教育の徹底が挙げられるが、このように大きな社会変革の流れの中で、フランス語化政策適用の当事者である移民はどのような反応を見せているのであろうか。とりわけ、最もフランス語化政策が及びにくいと考えられている多くのアジア系移民中、最大勢力である中国系移民は政府のこの言語政策に対して、どのような受容的、あるいは拒絶的態度を示しているのか。

モントリオールにおいて、中国系コミュニティの言語は、もともと州内での英語の氾濫を抑えるための措置として誕生したフランス語化政策の取り締まりの対象となったアロフォン言語（英・仏語以外の言語）2言語のうちの1つでもある。よって、このコミュニティは、ケベック州言語政策の中で特殊な位置づけをされていると捉えるべきであり、このような特定民族における言語問題というミクロなレベルに焦点を当てることは、体制側によるフランス語化というマクロな次元での政策の本質を理解するにあたり有効なものであると考える。また本稿はケベック州のみならず、カナダ他州の中国系を巡る問題や統計資料を取り入れた内容となっている。これら周辺事情を考察することにより、ケベック州中国系移民の言語という特化された問題意識がより一層際立つよう留意した。このようにカナダ研究において必要とされる、州、連邦両レベルでの対象の理解を、中国系移民に適用し、その輪郭の重層的把握に努めながら考察を進めてゆく。

2. 英・仏バイリンガル都市モントリオール

2.1 カナダ中国系移民の諸相

現代のカナダ中国系移民についてステレオタイプ的に語られるのは、トロントやバンクーバーといった英語圏カナダの大移民都市における香港系、あるいは台湾系移民である。特に香港系移民は1997年の中国への返還を前に、政治的安定や子弟のためのより良い教育環境を求めて大挙してカナダに押し寄せ、モントリオールにおいても近年の移民出身国のトップを占めていた。森川（1990）によると、彼らは1960年代の急激な高度成長期（マクルホース時代）に出現したミドルクラス層であり、モダンな社会システムに慣れ、高い教育水準と欧米で通用する職業能力、そして英語能力を持った者が多い。このような特徴を持ち合わせた移民は、かつての中国系移民—ゴールドラッシュやカナダ太平洋鉄道建設のための労働者として流入し、チャイナタウンというスラムを生活の場とした被差別集団—とは大きく性質を異にする「新移民」という範疇で捉えられる。このような香港系の多くはトロント、バンクーバー等の移民都市において高い Institutional completeness¹⁾を持つ社会を形成していることから人口が集中しやすく、その中国系集住地域では、地元住民との間の摩擦が政治問題に発展したような例²⁾も見られる。

しかしながら、モントリオールにおいて中国系は、それほど際立った存在とは見受けられない。その理由としてはまず、モントリオールは近年の中国系移民におけるシェアがカナダ全体の7～8%と少なく（トロントは約半数、バンクーバーは約1/4）、他の都市に比べて中国系のバリエーション（中国、台湾、香港、ヴェトナム、ラオス、カンボジア等）間の人口差が比較的小さいことが挙げられる。特に1970年代後半～1980年代前半という時期、中国系新移民より前にこの地に移住し、ホスト社会参入のための不可欠な道具であるフランス語能力を持ち合わせた華僑を含むヴェトナム系は、ケベック州というフランス系社会の文脈において確固としたポジションを築いている者も多く、英語圏の同民族に比してホスト社会にうまく適応している姿は印象的である。

そして二つ目の大きな理由としては、ケベックに移民申請をした香港系をはじめとする中国系の多くが、移住後数年の間にトロントやバンクーバーといった他都市や米国に移住してしまうという、いわば「移民の寄港地」としてのケベック州の性格が挙げられ

¹⁾1964年に Breton Raymond により用いられた概念。出身社会共同体の社会生活に必要な設備や制度を移民した地でも構築し、移民以前の生活に近い環境で生活するその度合いのことをいう。森川氏によるとトロントの香港系移民居住区 Scarborough や Markham、バンクーバーの Richmond や Burnaby における Institution Completeness は100%に近いという。

²⁾トロント郊外の Markham という香港系移民集住地域では、香港系と地域住民との摩擦が1990年代に政治問題にまで発展。反香港移民勢力の中心であった当時の市助役 Carol Bell に因み、"Bell Incident"と呼ばれ、市全体を巻き込む論争が起こった。この事件については森川眞規雄 "When 'Orientals' are not socially weak: a conflict between the Chinese and Canadians in Markham, Ontario" において詳しく論じられている。

る。ケベック州における社会保障や公用語（フランス語）教育、遺産言語保持といった移民への配慮はカナダ随一であり、移民にとって満足するに足るものであるにもかかわらず、定着率が低いという事実は、移民の側の州フランス語化政策に対する拒絶感を端的に表している。とりわけ子弟がフランス語で義務教育を受けることへの抵抗感は非常に強く、フランス語教育の意味するところはすなわち、「英語が支配言語である北米において子供の将来性を損なうもの」といった見方が一般的なのである。

2.2 モントリオール中国系移民のプロフィール

モントリオールの中国系は、中国人移民が最も集中するトロント、バンクーバーにおけるような、突出したマジョリティー集団ではない。よってバンクーバーのように図書館や学校、銀行、病院等、多くの生活場面において中国系職員が中国語でサービスを提供するというような状況はここでは見られない。またこの地の中国系は、他州に比べ中国南部出身者の比率が高く、台山語、四邑語といった方言の話者も多いが、1997年の香港返還前に香港系が大量流入し、広東語の勢力が拡大した。最近では標準中国語の話者である都市部エリート層の移民の増加が著しい。1986年以降に、一定額の投資や起業を条件とする「ビジネス移民枠」で来た者も多く、モントリオール中国系のビジネス移民の比率は他州に比べ極めて高い。それとともに、ケベック州の難民受入数がカナダ全体の中でも、際立って多いこと³⁾が、1970年代後半から1980年代前半の中国系ヴェトナム人の増加につながった。この地のチャイナタウン等のエスニック飲食店の経営者の中にもヴェトナム出身者は多く、また社会各分野でのヴェトナム系の進出が、他州に比して目をひく⁴⁾。

また新・旧移民間、そして出身地による経済格差も大きく、香港系、台湾系の平均収入はカナダでもトップレベルである反面、中国系は平均以下という結果も出ている。

教育レベルは出身地により大きな差があり、概して教育レベルの高い香港・台湾及び大陸からの新移民、そして初等教育程度の者も多い大陸出身の旧移民に分かれるが、移民後の子弟に対する教育の熱心さから、中国系移民全体の高等教育への高い価値観が窺える。それは、他州におけると同様、義務教育課程での中国系子弟の成績が極めて良いことに象徴されていると言えよう。

母語に関しては、フランス語を母語とする者4.2%、英語を母語とする者10.8%、その

³⁾一例として、ケベックにおいては1987~1991年の間に、31,000人が文化や社会経済的基準ではなく、人道的基準で難民として受け入れられた。Bruno Mégre, *Les enjeux de l'immigration au Québec*, p.43.4

⁴⁾フランス植民地下でフランス語教育を受けたヴェトナム系移民はケベック州において、医師、薬剤師、弁護士などの専門職への進出度が他州におけるよりも高い。また図書館等の公共サービスにおいても、ヴェトナム系職員数は他のアジア系移民に比べて圧倒的に多い。

他の言語（主に中国語）を母語とする者 73.5%、複数言語を母語とする者 11.5%という結果がでており、モンリオール中国系の 79%が母語として中国語を話すというように、他民族に比べ集団内の母語保持率が極めて高いことが窺える（1991 年の統計）。

公用語知識に目を移すと、フランス語のみの知識のある者 (14.5%)、英語のみ (35.9%)、英仏両方 (28.5%)、どちらの知識もない者 (21.1%) という数字から、この集団全体の英語への高いシフトが見て取れる。この背景には、香港系など英語のできる移民の流入や、他州や米国への流出により絶えざる「集団の再生化」状態が続く中で、州政府によるフランス語教育の成果が現れにくいことが一因にあると考える。また彼らがホスト社会に与える印象は大きく変化した。モンリオールへの近年の中国系移民はホスト社会への経済的貢献により、以前の差別・排斥の対象というマイナスイメージを伴う存在から、むしろ政府にとって望ましい存在になり、特に投資移民やビジネス移民は積極的な誘致の対象となるに至っている。

2.3 チャイナタウンにおけるコマーシャルサインと 101 号法

90 年代に入り、そのようなモンリオールの中国系コミュニティが、州フランス語化政策の取り締まりの対象となった。一例を挙げると、1997 年 12 月付けの CBC テレビリポートでは、ケベックのランゲージポリス（正式名称：フランス語保護委員会）が英語、ヘブライ語に次いで中国語の表示の取り締まりを開始したと報じている。州当局がチャイナタウンの商店やレストランのオーナーに送った書簡には、「チャイナタウンの商店、レストランの多くが、‘戸外の表示におけるフランス語の優位性’を守っておらず、州法に違反している」との警告が示されており、看板、商標等の表示の修正を求めた。それに対し中国系側は「英語の氾濫、侵略に対しフランス語の保護を実践する州政府の姿勢は理解できる」としながらも、「中国語をあたかもフランス語の優位を脅かす存在であるが如く扱う措置には納得できない」とし、さらに「チャイナタウンを観光地として中国語表示が優先される特別措置がとられるべきである」と主張した。

これはすなわち、ケベック州におけるフランス語化推進のための強力な法的根拠となっている言語法、「101 号法（フランス語憲章）第 58 条⁵⁾」の適用と解釈をめぐる争い

⁵⁾101 号法とは 1974 年発令の 22 号法（公用語法）によって保障された「ケベック州で唯一の公用語としてのフランス語」の使用を、政府、裁判所、教育、経済など、社会の様々な局面において更に徹底させるべく定められたものであり、これによりケベック市民（特に非英仏語話者であるアロフォン）のフランス語へのシフトは急激に進むこととなった。「フランス語憲章」と命名されたことからわかるように、同法は言語を人権と結び付けている点において一般の言語法以上の重みを持っていると言える。そしてその精神はこの 101 号法の前文において余すことなく反映されていることから、この言語法の持つ歴史的な重要性が窺える。58 条は 101 号法の 3 本の柱であるパブリックサイン、企業、学校教育におけるフランス語使用規定のうち、パブリックサイン関連法の中核を成すものとして論議の的となってきた。以下条文訳。

「この法の下に、または仏語局（Office de la langue française）の認めた例外を除いては、看板・ポスター

なのであるが、それまでは「看板、商標等コマーシャルサインをバイリンガル表示にする場合、フランス語が他言語の2倍の大きさでなければならない」という規定に関して、専ら英語表示が取り締まり対象となっていた。ここではこれに加え、ヘブライ語⁶⁾、そして中国語というマイノリティー言語を介してのエスニックビジネスにおいても、この義務は免除されないという州フランス語化政策の拡張を示している。

この紛争の結末は双方の妥協という形を取ることとなる。1988年に中国商工会議所とケベック州政府間に折衝が持たれ、最終的に州政府は「中国系のような『海外の物品を売買する特殊なエスニック商店』へ、フランス語憲章が全面的に適用されることは不適当である」との結論を出した。そしてフランス語と中国語の共生“Cohabitation des langues chinoise et française”を目指した同意が得られ、中国語、フランス語、各々の言語表示が認められるケースを細かく分類し、画一的なフランス語憲章の適用を避けた柔軟な決定がもたらされることとなった⁷⁾。

このようにモントリオール・チャイナタウンの商業掲示に関し、フランス語憲章を擁護・推進する立場である州政府側は、この言語法が抱える現実面での適用の不都合を解決するために妥協と歩み寄りという手段を選択した。これは、カナダ連邦およびケベック州政府の標榜する多元主義を言語政策面で実践した措置であると解釈できるが、一方でこの措置を巡り以下のような指摘もある⁸⁾。「カナダのような進歩的民主主義社会では全ての市民が平等であるべきであり、この措置そのものがそのような原則に反している。チャイナタウンというある意味で特殊な性格を帯びた地域からその外部に視線を投じれば、このチャイナタウンへの対応策は事実、例外措置であったことがわかる。というのも、同じ中国系の商店であってもチャイナタウンに含まれない商店や、また、他のエスニック商店に対してはこのようなフランス語憲章適用の例外枠は与えられないからである。」実際問題として、この時点でフランス語憲章に一つの例外を認めたからには、第二、

等公共掲示物及び商業広告は公用語のみで表示されねばならない」(58条)その後以下のような修正が加えられる

⇒1988年 178号法「屋内ではフランス語と他言語のバイリンガル表示を認めるが、その際、フランス語が目立つようにすること (*nettement prédominant*)」(178号法)⇒1993年 86号法「屋内屋外ともにフランス語と他言語とのバイリンガル表示でよい。ただしフランス語表示が他言語表示の二倍の大きさでなければならない」

⁶⁾ユダヤ系と華人はしばしば類似した要素を持つグループとして認識される。この両民族に共通する特徴を、陳天壁(2001)は以下のように分析する。1.ディアスポラを経験した集団である、2.商才に長け、経済力を有していると認識されている、3.家族の繋がりが強い、4.医者や弁護士など、専門的な知識や技術を持った人が多く、教育を重視し、高い学歴を持った者が多い。彼らは、ホスト社会に融合すると同時に「想像(創造)上の故郷」のような対象が常にどこかで彼らを引き合わせる力学を形成している。

⁷⁾フランス語憲章が中国語のみの表示を認める例として、「社名・商号の表示、商業掲示、商品名包装・使用説明の文字」、フランス語の使用が求められる例としては「メニュー・領収書の類、商業用施設内でのサービスに用いる言語」がある。

⁸⁾“Le français et le Quartier chinois”における、筆者 Mme.Louise Beaudoin の指摘。

第三の例外適用の必要性が生じるのは避けがたいであろう。その際、どのようなシチュエーションで、どんな議論をベースとして今後も例外を認めてゆくのか、明確な基準の設定が問われる極めてデリケートな性質の問題であると言える。

モンリオール・チャイナタウンでは近年、この「コマーシャルサイン問題」の他にも「Chinese Hospital における雇用紛争⁹⁾」といったフランス語憲章に関わる係争が起っており、政府フランス語局 (Office de la Langue Française) もアロフォン言語中、中国語に対して特に目を光らせているといった感が強い。

このように、フランス語憲章の適用と解釈を巡る体制側とマイノリティー側の齟齬は 1977 年の施行当時から見られ、特に英語系住民はアリアンス・ケベック (Alliance Quebec: 英語系の権利擁護団体) を通して意義申し立てを行うなどして、この言語法の修正を引き出したりもしている。そのような過程にあって、フランス語憲章条文の改定や削除、例外条項を作成する際にはその根拠として他の法律、1982 年憲法の人権条項をはじめとして、人権や倫理に関するものが引き合いに出されるが、それと同時にその時々との与党の体質や経済状況、世論なども敏感に反映しており、総体的にケベックという多民族が共存する社会の平衡を保つための微妙な調整が常に必要とされているという現状が窺える¹⁰⁾。また、そのような社会状況に加え、各々のエスニックコミュニティの政治力、資金力がその微調整に影響を与えているとも考えられる。

モンリオール・チャイナタウンは第一共通語として広東語、そして第二共通語として標準中国語が使われているが、概して広東語系の商店やレストラン、会社、事務所が多く、これは豊富な資金力を有して移民してきた近年の香港系、台湾系の絶好の投資となっている。彼らにとって、チャイナタウンを含めたモンリオールがビジネスを行うための魅力的な場所であり、且つ、ビジネスを行いやすい状況を維持すること、(チャイナタウンならば、その中国色を薄れさせないこと¹¹⁾) は、カナダ全体の中から、ビジネスの場としてモンリオールを選択し得るための重要な要素である。一方、そのような移民をこの都市に誘引することは、州の立場からみてモンリオール経済の活性化に直接的につながることに他ならないと考えられる。まさにその意味でケベック州政府側が、中国系コミュニティに大きな歩み寄りを見せたのはある意味、政治的色彩の強い結論

⁹⁾ 藤田純子、大阪大学言語文化研究科学位論文「カナダケベック州におけるフランス語化政策と移民—中国系コミュニティを中心に」(2001) 第 2 部参照。

¹⁰⁾ 一例として、69 年のフランス語推進法では与党ユニオン・ナショナル党が、74 年の公用語法においては与党ケベック自由党が、英語系住民の支持基盤確立を狙い、教育言語に関する法律制定の際、英語系に譲歩したが、結果としてはフランス語系、英語系双方の不満を買い、それが政権離脱の原因となった。

¹¹⁾ 中国人居住区における商店の看板などが漢字表示であることの集客力は絶大なものがあることは想像に難くない。トロントの中国人居住区では Bank of Montreal が、大きな「満地銀行」という漢字表示で営業しているなど、エスニック言語での表示は文化保存の意味合いとともに経済効果ももたらすものである。

であるとの可能性も無きにしも非ず、と推察する。

しかしながら、ランゲージボリスが取締りをはじめたのは、英語、ヘブライ語に次いで中国語であることから、州当局が中国語に対し他のマイノリティー言語以上に「州内のフランス語優勢を脅かすもの」としての危機感を持っていると捉えるのは自然であり、この周辺に州政府が中国系に対し言語政策を行うにあたってのジレンマが見え隠れしているように思える。では果たして中国語は現実問題として、英語の如くケベック州のフランス語化政策を脅かす存在となりえるのであろうか。次章ではこの疑問に対し、統計資料を使つてのアプローチを加えることとする。

3. ケベック州において中国語は脅威となりえるか

3.1 カナダにおける中国語の台頭

1996 年国勢調査の結果について、Jack Jedweb¹²⁾はその著書“Ethnic Identification and Heritage Language in Canada”のなかで 2001 年の国勢調査の行方を次のように予測した。

「2001 年国勢調査で英語圏カナダでは中国語が英語に次いで 2 番目に使用頻度の高い家庭内言語となり、フランス語は第 3 番目の言語となるであろう。」

この予測はかなり信憑性の高いものと考えられる。

(表 1)－英語圏カナダにおける家庭内言語の比率－

1 位	英語	86.3%
2 位	フランス語	2.9%
3 位	中国語	2.7%

というのも左の表からも明らかなように、現在英語圏カナダにおけるフランス語と中国語の話者数の差は僅差であり（実人数では各 59.3 万人、55.3 万人）、

近年の中国計移民人口を考慮すると、中国語系がフランス語人口を追い抜くのは時間の問題であるとみるのが妥当であろう。かつては、英語系、フランス語系について、イタリア語系、ドイツ語系、ウクライナ系がカナダへの移民の多くを占めていたが、1980 年代から中国系移民人口は急激な増加を見せ、1991 年から 1996 年までの中国語を母語とする人口は 42%増加し、73.6 万人となり、全移民の 4 分の 1 にものぼっている。

中国語がフランス語を抜くという現象は、州レベルですでに、BC 州、アルバータ州で見られ、BC 州では中国語人口がフランス語人口の約 15 倍、アルバータ州では 3.5 倍となっている。そして、2001 年度の国勢調査までには、カナダで最も多民族化が進んでいるオンタリオ州でも中国語人口はフランス語人口を追い抜くと予想される（現在フランス語 28.7 万人、中国語 27.4 万人）。移民が特に集中しているトロントが依然として、

¹²⁾ Executive director of the Montreal Association for Canadian Studies and a lecturer at McGill University.

¹³⁾ Hattie Klotz ; With files from Jennifer Pritchett, "Chinese: English Canada's second language", 1999

カナダへの中国系移民の半数近くを吸収し続けている現状、また、ここでは新聞、テレビ、ラジオ等の中国語メディアが発達していることによりバンクーバーと並び母語の保持が比較的たやすいという点を考慮しても、中国語人口の更なる増加が確実視される。オンタリオ州において中国語がフランス語を凌駕しうるのは時間の問題といってもよいだろう。

3.2 大都市圏での中国語人口の比較

ここで、カナダにおいて最も中国語人口が多い5つの都市をピックアップし、その家庭内言語人口における中国語人口の位置を一覧表にして確認してみる。

(表2) —カナダ主要5都市の家庭内言語別人口¹⁰⁾— (単位: 万人)

	カナダ全体	トロント	モントリオール	バンクーバー	エドモントン	カルガリー
人口	2852.8	423.3	328.8	181.4	85.4	81.6
1位	英語	英語	フランス語	英語	英語	英語
人口	1903.1	307.7	225.0	137.1	75.6	71.8
2位	フランス語	中国語	英語	中国語	中国語	中国語
人口	636.0	24.4	55.6	19.9	2.5	2.9
3位	中国語	イタリア語	イタリア語	パンジャビ語	パンジャビ語	ベトナム語
人口	58.7	9.6	6.2	5.2	0.6	0.6
4位	イタリア語	ポルトガル語	スペイン語	韓国語	ポーランド語	パンジャビ語
人口	21.5	6.8	4.4	1.2	0.5	0.6
5位	パンジャビ語	ポーランド語	アラブ語	タガログ語	フランス語	ポーランド語
6位	スペイン語	パンジャビ語	中国語	ベトナム語	ベトナム語	スペイン語
7位	ポルトガル語	スペイン語	ギリシャ語	スペイン語	スペイン語	タガログ語
8位	ポーランド語	タミル語	ベトナム語	ペルシャ語	タガログ語	フランス語
9位	ドイツ語	タガログ語	ポーランド語	ヒンディー語	ドイツ語	アラブ語
10位	ベトナム語	ベトナム語	タミル語	イタリア語	イタリア語	イタリア語

Statistics Canada 1996, "Population by Home Language"を参考に作成

この表からカナダの主要都市では、モントリオールを除いて、中国語系人口が英語に次いで圧倒的な数に上っていることがわかり、中国語系を筆頭にアジア系移民の都市集積の激しさが見て取れる。一方、これらの都市部でのフランス語人口の占める割合は低く、中国語が公用語であるフランス語よりも普及しているのが一般的現象となっている。

現在中国語をカナダの第3の公用語にという議論もあるようだが、これを語るのは時期尚早であるとする見方が一般的である。その理由としては、まず、中国語系からのこのような要求は見られず、そして何よりも、ケベックが独立せずカナダ連邦の一部である限りは、フランス語が憲法上、英語との平等性が保障された「カナダの二大公用語」

¹⁰⁾ この表の総人口はカナダ統計局 (Statistics Canada) による「家庭内言語別人口(1996)」に記載の単数回答および複数回答の合計を、言語別順位においては単数回答のみを対象とした。

であり、他の言語とは別格の地位を保持し続けることは動かしがたい事実と見なされているからである。

3.3 分析：中国系をマークするフランス語化政策の必要性

上記表2のモンリオールの欄を見ると、ケベック州において中国語人口はマイノリティー言語の中では、イタリア語、スペイン語、アラビア語に次ぐ位置につけていることが分かる。モンリオールには1997年の香港返還前5年間に1万人以上が流入するなど、中国語系全ての移民人口が、他民族に比べ圧倒的に多い時期があったが、今後はそのような大きな政治変動がない限り、モンリオール中国語系人口の数に大きな変化はおこらないと予想される。またひと口に中国語系といってもそれは広東語、標準中国語以外にも、台山語など多数の方言の集合的なグループとしての総体であって、この全体が一つの求心性をもつものではない。したがって英語圏大都市のような「マイノリティー中の最大マジョリティー」となるような事態は出現しないと思われ、よって中国語がケベック州のフランス語に脅威を与える存在になるとは考えにくい。

しかしながら、ケベックにおける移民（アロフォン¹⁵⁾）のフランス語話者化という観点から、上記の国勢調査結果について分析すると、中国系が「マイノリティー民族の中で最大のフランス語化重点言語グループ」と見なすことができるのではないかと考える。それは、マイノリティー民族中、数の上での上位グループであるイタリア語系、並びにスペイン語系にとって、同じ言語系統にあるフランス語習得は困難なものではなく、フランス語へのシフトが英語に比べ、自然に行えるからである。そして、アラブ語話者については、言語系統的にはフランス語習得は困難ではあるが、マグレブ3国等、旧フランス植民地である地域の出身者が多数を占めるためフランス語とのバイリンガルである者が多く、移民後、フランス語学習の必要性もなく、比較的容易にフランス系ホスト社会に溶け込むことも可能となる。よって、これらの言語グループがフランス語化政策の対象となる可能性は極めて少ないと捉えられる。それに反して中国語話者にとっては、まずフランス語との言語的乖離に由来する問題、すなわち、フランス語習得の困難さという大きな壁があり、また、「最も他の要素が混じりにくく言語や文化の保持率が諸民族の中で最も高い」と言われるコミュニティー自体の性格が、その障壁を増幅させているという実情がある。これらの理由から、中国語話者が州政府のフランス語化の最大のターゲットとなりえる言語グループであると見なすのが妥当ではなかろうか。

以上の分析から、中国系がマイノリティー言語の中でも特にフランス語政策の重点対

¹⁵⁾ ケベック州はカナダ諸州の中でアロフォン人口が一番多い。Hattie Klotz, *ibid.* また3ヶ国語以上を話す者の数も北米で最高である。

象となりえたと推察されるのであるが、政府は言語法により中国語を取り締まるのみではなく、中国系を含む移民全体のフランス語話者化推進にも取り組んでいる。その中心的役割を果たすものとして、政府移民フランス語教育機関 COFI (Centre d'orientation et de formation des immigrants) が挙げられるが、ここでの中国系のフランス語習得における諸相については別稿に譲ることとする。

3.4 ケベックにおける「フランス語」の意味

ここでは、最後にフランス語習得を推進する州政府とその受け手である移民の間に介在するこの問題への対応のずれを生み出す認識や理念といったものに焦点を当て2者間の齟齬の最も本質的と思われる原因について触れてみたい。

そもそも移民にとって、ホスト社会の言語とは、(英語圏カナダでの英語がそうであるように) その場で生存してゆくための共通の生活コードの使用を可能にするための道具であり、それは感情論とは無縁の必然性というモチベーションにより体得されるところが大きい。しかしながら、北米における英語勢力の只中でフランス語、英語の二者択一を迫られた場合、フランス語選択に至るほどのモチベーションを果たして移民は持ちうるだろうか¹⁶⁾。また、ケベックにおけるフランス語はカナダ連邦からの分離・独立という政治的、民族的イデオロギーにまみれ、ケベックナショナリズムの体現されたものとして認識されている。この地においてフランス語を習得することは、政府から移民・難民に与えられる諸々の援助との、言わば、交換条件 — ケベックの過去や現在そして未来に渡る「le fait français (フランス的事実)」存続へのアンガージュマン — と位置づけられている。そして政府のこのような態度は、彼らにおいてフランス語に対する不必要な躊躇や反感を喚起していることは否めない部分があるように感じる。

Bruno Mègre (1996) は、「一般的に移民受入国が進める言語政策は、まず機能的統合 (intégration fonctionnelle) を第一の段階とし、移民が言語習得の結果その新しい文化圏で、もともと母語でもっていた意味場 (champ sémantique) を再構築し、それが当地での文化や政治経済への浸透を可能にしてゆくという道筋を徐々に踏んでゆくもの」と定義する。しかしながら、「ケベック州では言語による機能的統合はすでに、文化的統合 (intégration culturelle) の域にまで踏み込んでいる」と説明している¹⁷⁾。更にこのような政策推進の

¹⁶⁾ 文化的統合へのホスト社会側が抱くモチベーションに関しては、統合が比較的順調であると捉えられているフランスとの比較が興味深い。Yannick Resch (2001) はフランスにおいてホスト社会側が抱く自国文化への統合モチベーションとして、共和国の理念としての普遍主義が、(移民のもたらす) 特殊性と相容れないことや、世界有数の文化大国としてのフランスのもつ権威、等を挙げているが、特にこの文化面での吸引力がケベック州に乏しいことが、移民にとって最終目標である“ホスト社会＝ケベック州への文化的統合”を不明瞭なものとしている点は否めない。

¹⁷⁾ Bruno Mègre, "Les enjeux de l'immigration au Québec", p.33.

理念として、ケベック州はインターカルチュラリズム（interculturalism）という、カナダ連邦政府の多文化主義とは異なるポリシーを掲げており、この面からのフランス語化政策と移民の関係を検証する作業も必要である。

結語

以上、中国系コミュニティの言語問題を取り上げることにより、ケベック州政府の推進するエスニックコミュニティに対する言語的統合へのアプローチを試みた。州政府のフランス語化政策適用に際しての矛盾や問題点の一面がこのコミュニティを通して浮き彫りにされたかと思う。チャイナタウンの言語問題で触れたような画一的基準での言語的統合の難しさや、「フランス語州」であるがゆえの移民流入率及び定着率の低さは、中国系のみでなく移民全体を覆う問題でもある。それに加え中国系移民に関しては、上記の政府フランス語教育機関 COFI におけるフランス語習得率が極めて低いという調査結果も出ている。このことから、フランス語化政策実施に際しての諸問題が、この言語コミュニティに収斂されていると捉えられ、中国系コミュニティはケベック移民、厳密にはアロフォン移民社会における言語問題の縮図として位置づけるのが妥当であると考えられる。

本稿においては、ケベック州移民統合政策の矛先である「フランス語化政策」を縦糸に、当地の中国系移民を横糸に織り成される諸相に焦点を当て、それをケベック州という移民受け入れ社会の理念解明への第一歩とした。今後の課題としては、遺産言語教育における中国語の現状や、コミュニティ内でのフランス語および、自民族語習得・維持への取り組みを考察する予定である。「中国系コミュニティにおける言語」を鳥瞰図的に捉え、そこから浮かび上がる移民都市の姿を引き続き書きとめてゆきたい。

【主要参考文献】

【日本語・中国語文献】

- 陳天璽 (2001) 『華人ディアスポラ—華商のネットワークとアイデンティティ』
明石書店
- 森川眞規男 (2000) 『香港というあり方—『植民地』から『国家を超えた社会』へ』
(第44回講演会) 同志社大学人文科学研究所
- (1995) 「北米における現代アジア—カナダにおける香港移民者の経験—」
同志社大学人文科学研究所
- (1990) 「隔離された少数民族から中国系市民へ—トロントの香港新移民—」
『つくばカナダ・セミナー報告書』第一号

————— *2001 年前期講義ノート（立命館大学国際関係学部において）

ラムゼイ・クック（1994）『カナダのナショナリズムー先住民・ケベックを中心にー』

「朝氣勃勃滿地可唐人街」『移民抉擇』1988 年 12 月 8 日

【仏語・英語文献】

Castonguay, C. (1994). *L'assimilation linguistique: mesure et évolution*. Québec: Gouvernement du Québec.

Helly, D. (1996). *Le Québec face à la pluralité culturelle 1977-1994*. Québec: Institut québécois de recherche sur la culture.

Government of Canada (1996) "République Populaire de Chine" *Les Profils, Recherches en immigration*.

Jolicoeur, M. (1995). *Presse Ethnique Et Socialization Politique : Le cas de la Communauté Chinoise de Montréal*, Mémoire de M.A. à la Faculté de l'Art, Université LAVAL.

Klotz, H. (1999). Chinese: English Canada's second language, French expected to be surpassed in 2001 census. Retrieved October 31, 1999.

from <http://www.ottawacitizen.com:80/national/991027/3054809.html>

Li, P. S. (1998). *Chinese In Canada*. Toronto: Oxford University Press.

Megre B. (1998). *Les enjeux de l'immigration au Québec: Histoire d'un kidnapping culturel*. Montréal: Balzac-Le Griot éditeur.

Ministère des Communautés culturelles et de l'immigration (1990). "Communauté chinoise du Québec"

Morikawa, A. (1997). "When 'Orientals Are Not Socially Weak: A conflict between the Chinese and Canadians in Markham, Ontario". *JCAS Symposium Series 4*, Osaka: National Museum of Ethnology.

Office de la langue française. (1998). "Le français et le Quartier chinois", lettre de madame Louise Beaudoin. *Article du journal La Press, 11 Juillet 1998*.

————— (1998) . Charte de la langue française et quartier chinois. *Communiqué de press*. Retrieved September 5, 2000.

————— (1999) . Décision de l'Office de la langue française sur la langue du travail. *Décision cassée par la Cour supérieure, le 18 novembre 1999*.

Resch, Yannick (2001). *Définir l'intégration : perspectives nationales et représentations symboliques*. Institut d'Etude politiques, Aix-en-provence

Roi, M. (1998). Charte de la langue française et Quartier chinois: le gouvernement et la chambre de commerce chinoise de Montréal répondront des mesures visant à assurer une

meilleure cohabitation des langues, Office de la langue française. Retrieved June 22, 1998.

Roumeliotis, I. (1997). Quebec language police target Montreal's Chinatown. *Reports for CBC TV*, 23 Dec 1997. Retrieved July 3, from <http://A:chinatown971223b.htm>.